（おとり広告に関する表示の禁止）

第15条　事業者は、広告、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　取引の申出に係る電子鍵盤楽器の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその電子鍵盤楽器についての表示

（店頭等における必要表示事項）

第17条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する中古電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない

⑴～⑸　（略）

⑹　運送料・据付料に関する事項

⑺　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（再調整品における表示）

第18条　中古電子鍵盤楽器について「再調整品」等再調整を行った旨の表示を行う場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

（広告における必要表示事項）

第19条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、中古電子鍵盤楽器に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑶　（略）

⑷　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（おとり広告に関する表示の禁止）

第15条　事業者は、広告、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　取引の申出に係る電子鍵盤楽器の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその電子鍵盤楽器についての表示

（店頭等における必要表示事項）

第17条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する中古電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない

⑴～⑸　（略）

⑹　運送料、据付料に関する事項

⑺　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（再調整品における表示）

第18条　中古電子鍵盤楽器について「中古・再調整品」の表示を行う場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

（広告における必要表示事項）

第19条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、中古電子鍵盤楽器に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑶　（略）

⑷　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

（不当表示の禁止）

第20条　事業者は、中古電子鍵盤楽器について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　第17条及び第19条に規定する必要表示事項についての虚偽又は誇大な表示

⑵　「新中古」、「新古品」、「徳用新品」等の表示

⑶　修理、補修、整備、保証等について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

⑷　二重価格表示

（準用）

第21条　第12条（特定用語の使用基準）、第13条（特定事項の表示基準）、第14条（不当表示の禁止）及び第15条（おとり広告に関する表示の禁止）の規定は、中古電子鍵盤楽器の表示について準用する。

（公正取引協議会の設置）

第22条　（略）

（規則等の制定）

第27条　（略）

2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

3　公正取引協議会は、規約及び第１項の規定により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。

4　前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

（不当表示の禁止）

第20条　事業者は、中古電子鍵盤楽器について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　規約第17条及び第19条に規定する必要表示事項についての虚偽又は誇大な表示

⑵　中古品についての「新中古」、「新古品」、「徳用新品」、「再調整品」等の表示

⑶　補修、整備等を行っていない中古品についての「整備調整済み」等の表示

⑷　中古電子鍵盤楽器についての二重価格表示

（準用）

第21条　規約第12条（特定用語の使用基準）、同13条（特定事項の表示基準）、同14条（不当表示の禁止）及び第15条（おとり広告に関する表示の禁止）の規定は、中古電子鍵盤楽器の表示について準用する。

（公正取引協議会の設置）

第22条　（略）

2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

（規則等の制定）

第27条　（略）

2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

3　公正取引協議会は、規約及び第１項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。

4　前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。

附　則

この規約の変更は、平成三十年七月一日から施行する。